

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
1		1	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園	・栗東市人権・同和教育基準年間計画に基づいて、男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発が図れるよう働きかけます。
2		1	学校教育課 小学校・中学校	・男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し理解を深める学習を行います。 ・栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の学習を行います。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人権意識の実態把握を行うとともに、男女共同参画に係る職員研修の実施の推進を行います。
3		1	学校教育課	・教職員に対しては、男女共同参画に関する研修に積極的に参加するよう指導します。
3		2	幼児課	・各園職員に対して男女共同参画に関する研修会等について周知、積極的な自己研鑽を促し、職員の意識向上につなげます。
4		1	自治振興課	広報により、それぞれのライフステージに応じた男女共同参画の啓発を行います。
5		1	人権政策課	・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場となるよう、市内人権団体と協働で「じんけんセミナー栗東」等の講演会や街頭啓発活動等を実施します。
5		2	人権教育課	・地区別懇談会や人権啓発リーダー講座を男女共同参画やアンコンシャスバイアスの解消に向けての具体的な学習の場として提供します。
6		1	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)
7	○	1	自治振興課	意識の醸成に向け、市内事業所や、様々な学習機会を通じて啓発を行います。
7	○	2	人権政策課	・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場となるよう、市内人権団体と協働で「じんけんセミナー栗東」等の講演会を実施します。 ・講演会事業の実施にあたっては、託児サービス等の対応を行い、誰もが参加しやすい環境を整えるよう努めます。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要 版	回答 課No.	課名	目標と具体的な取組み
7	○	3	人権教育課	・人権啓発リーダー講座において、多様な生き方についての学習の場の提供に努めます。
7	○	4	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)事業の実施については誰もが参加しやすい日時等の工夫を行います。(生涯学習課)
8	○	1	学校教育課	・体育科や保健体育科、特別活動において性の多様性や性への尊重について指導を進めます。 ・教職員に対しては、性の多様性について理解を深め、個別の対応について丁寧に支援が進められるよう周知を行います。
9		1	人権政策課	・多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発などを行います。
9		2	人権教育課	・今年度についても人権啓発リーダー講座において、「性の多様性」をテーマとする講座を開設します。
9		3	自治振興課	多様な性のあり方について理解が促進されるよう啓発を行います。
10		1	学校教育課	・年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人権意識に関わる実態把握を行うとともに、多文化共生に関わる職員研修の実施の推進を行います。
11		1	自治振興課	国際交流協会等と連携し、多文化共生の推進と男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。
12		1	人権政策課	多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
12		2	人権教育課	・市ホームページに人権啓発リーダー講座や「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」の開催案内を掲載し、市民への情報発信に努めます。
12		3	自治振興課	広報やイベントの機会を通じて、多様な性のあり方について理解促進の啓発を行います。
13	○	1	広報課	広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他資料作成の際に、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現がないかどうか点検し、適切な表現の使用促進につなげます。
13	○	99	教育総務課 学校給食共同調理場	調理に関する挿し絵など、アンコンシャス・バイアスに基づく偏りがないかを点検し、適切な表現に努めます。
13	○	99	商工観光労政課	・広報やホームページ、またはパンフレット作成において、アンコンシャス・バイアスに配慮した表現となるよう努めます。
13	○	99	障がい福祉課	広報啓発活動において、表現内容の点検等で、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止に努めます。
13	○	99	長寿福祉課	・広報やホームページ等における周知において、介護は、女性の役割と感じる表記やイラストの使用について細心の注意を払い、確認を行います。
13	○	99	道路・河川課	広報やホームページ等における記載の際は、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の点検に努めます。
13	○	99	保険年金課	・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。
13	○	99	幼児課	・男女共同参画の視点に立って適切な表現ができているか確認していきます。
14		1	自治振興課	課内研修等に利用しやすい資料を提供し周知・啓発の支援を行います。
14		2	人事課	職員研修等を実施し、意識の向上を図ります。
15		1	議会事務局	「議会だより」(年4回発行)に人権問題啓発標語を掲載します。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要 版	回答 課No.	課名	目標と具体的な取組み
16		1	人権政策課	・市広報やホームページ等に人権関連の強化週間や月間の取り組みや、人権侵害防止啓発について掲載を行うとともに、啓発紙の発行等により、男女共同参画の認識も含めた市民の人権意識向上のための啓発を行います。
16		2	人権教育課	・市ホームページに「第五次輝く未来計画」や「輝く未来(教材編)」、各種講座等の案内を掲載し、市民の人権意識向上に役立つ情報を発信します。
16		3	自治振興課	メディアの情報発信等の人権侵害を防止するため、広報などで啓発を行います。
17		1	図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、図書展示等による利用の促進を図ります。
18		1	自治振興課	男女共同参画の視点において、不適切な表現と認められる場合は適切な助言を行います。
18		2	商工観光労政課	・男女共同参画の視点より不適切な表現と認められる広告物の発行物やインターネット情報が確認された場合、適切な助言を行います。
19		1	商工観光労政課	・就労支援機関と連携を図り、適切な支援に繋がると共に、市広報等を通じ相談窓口に関する情報提供を行います。
19		2	人権政策課	・労働に関する相談に限らず、相談者には、問題解決に向けて、相談内容に応じた適切な関係機関や専門機関につながるよう情報提供を行います。
19		3	ひだまりの家	・面接を中心とした就労相談を行うと共に求人情報の提供を行い、関係機関との連携を図ります。
20		1	自治振興課	県や市内の取組みと動向を把握し、市民への情報発信を行います。
20		2	商工観光労政課	・企業訪問や研修参加等を通じて、市内企業や県内における先進的な取組みの動向把握及び情報発信に努めます。
21		1	学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
22	○	1	商工観光労政課	・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行います。
22	○	2	自治振興課	事業所や団体等に「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。
22	○	99	学校教育課	・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率向上を啓発します。
22	○	99	障がい福祉課	障がい者団体や事業者に対して、方針決定過程への女性の参画について、情報の伝達・発信に努めます。
22	○	99	幼児課	・各委員会等への男女双方の意見が反映されるように促します。
23		1	自治振興課	事業所や団体等に「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。
24		1	商工観光労政課	・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行います。
24		2	自治振興課	商工観光労政課、商工会と連携を図り、女性活躍推進のためのセミナーを開催します。
25		1	商工観光労政課	・事業所に対し、啓発パンフレットの配布などを行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を努めます。
26		1	商工観光労政課	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布、多様な働き方の相談窓口などの情報提供を行い、多様で柔軟な働き方について啓発を行います。 ・研修会の開催や啓発パンフレットの配布を行い、働き方改革や職場改善を促します。
27	○	1	幼児課	・保護者の様々な働き方に応じた入所しやすい保育環境づくり推進を図ります。 ・各園において、交流の場など子育て支援の推進を図ります。 ・各園において、園だよりや送迎時に、保護者への情報提供、情報共有の推進を図ります。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
27	○	2	子育て支援課	○昨年度の参加者からのアンケート結果等を参考にしながら、誰もが参加したくなるような内容を検討し、時間等を工夫して、子育て講座など各種事業を開催します。
27	○	3	広報課	担当部署と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。
27	○	99	発達支援課	作成するパンフレット等については、性別の固定的な表現とならないよう点検し、多様な受け手を意識しながら作成します。
28		1	長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。 ・介護保険制度をはじめ認知症や在宅医療・介護に関する周知・啓発に、市広報・ホームページ・出前講座など多様な媒体を通じて取り組んでいます。 ○介護保険申請時に、窓口や地域包括支援センターで、パンフレット等を利用した家族への制度の説明 ○民間事業所等へ認知症サポーター養成講座の開催 ○認知症ケアパスの啓発 ○生き方カフェの開催、在宅医療・介護連携推進事業の実施
28		2	障がい福祉課	福祉サービスについて、広報等の情報媒体への掲載のほか、出前講座や相談支援機関を通じた情報発信に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。
28		3	広報課	担当部署と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。
29		1	商工観光労政課	・関係する貸付制度について、ホームページ等により周知を行います。
30		1	自治振興課	企業訪問時に事業者理解を深める資料の配布とともに、市民にパンフレット等で啓発を行います。
31		1	自治振興課	男性の家事参画推進のため、具体的な行動事例の情報提供や啓発を行います。
32		1	子育て支援課	父親が子育てに参画しやすい内容を取り入れ、お父さん対象の子育て講座を年2回開催します。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
33		1	こども家庭センター	妊娠期から妊婦のパートナーが育児に参画できるよう、母子健康手帳交付時に啓発冊子を配布するとともに、妊産婦等サロンを実施し、情報提供や啓発を行います。
34		1	長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。
35		1	商工観光労政課	・関係機関等のハラスメント防止啓発チラシ設置やポスター掲示により啓発を行います。
36		1	自治振興課	企業訪問時等、様々な機会や情報手段を通じ啓発を行います。
37		1	商工観光労政課	・研修会の開催や啓発パンフレットの配布、多様な働き方の相談窓口などの情報提供を行い、多様で柔軟な働き方について啓発を行います。 ・研修会の開催や啓発パンフレットの配布を行い、働き方改革や職場改善を促します。
38	○	1	商工観光労政課	・資格取得支援補助金制度や関係機関が主催する技能取得教育訓練のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。
38	○	2	人権政策課	・庁内の就労支援関係課で構成される就労支援相談会において、各種制度や講座等について情報共有を図り、就労関係の相談時に相談者に情報提供が行えるよう努めます。
38	○	3	ひだまりの家	・ハローワークをはじめ、就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。
39		1	商工観光労政課	・りっとう創業塾を継続して開催するなかで、女性の起業・創成に向けた学習機会の創出に取り組みます。
40		1	商工観光労政課	・出産・育児、介護等で退職し再就職を希望する人を対象に関係機関が主催する能力開発に関する各種講座のパンフレットを設置する等情報提供を行います。
41		1	危機管理課	・市内自主防災組織、消防隊への女性の参画が促進できるよう、研修会を通じて多様な意見が反映される環境づくりを啓発します。 ・防災対策や復旧対策について、多様なニーズの違いに配慮するよう啓発を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要 版	回答 課No.	課名	目標と具体的な取組み
42	○	1	自治振興課	地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組みの事例を紹介したり、取組内容について連携を図ったりする等により、推進を行います。
42	○	2	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)(生涯学習課)
43		1	生涯学習課	アドベンチャーキャンプを実施し、青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。(8月16日～18日)
44		1	人権教育課	・地区別懇談会でのテーマの一つとして、女性差別ならびに性の多様化についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。
45		1	自治振興課	活動団体に協力・補助などの支援を行います。 男女共同参画の理解が深く、活動意欲を持つ人材と協働して活動を推進します。
46	○	1	農林課	・コロナ禍により開催することができなかった交流会や、集合研修の中で情報交換、共有を行います。また、SNSや広報を通じた農業者の活動内容の情報共有を行います。 ・湖国女性農業委員、推進委員会への出席や県内女性委員との交流、情報交換などを通じ、女性委員活動の促進に努めます。
46	○	2	農業委員会	・コロナ禍により開催することができなかった交流会や、集合研修の中で情報交換、共有を行います。また、SNSや広報を通じた農業者の活動内容の情報共有を行います。 ・湖国女性農業委員、推進委員会への出席や県内女性委員との交流、情報交換などを通じ、女性委員活動の促進に努めます。
47		1	学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。
48		1	自治振興課	様々な活動団体に県や市町開催のセミナー等の情報提供をするとともに、男女共同参画の視点が深まる支援を行います。
49		1	子育て支援課	DV被害者・相談者の人権擁護や生活の安定を図るため、パンフレット等により相談窓口の周知を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
49		2	自治振興課	様々な機会を通して、暴力を容認しない社会づくり推進の啓発を行います。
50		1	子育て支援課	多様化かつ複合化しているDV相談に対応するため、関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護や必要な場合には避難を支援します。
51		1	こども家庭センター	健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へつなげます。
51		2	健康増進課	健康相談、電話相談等の実施の際にDVに関する相談があった場合は関係機関と連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。
52		1	商工観光労政課	・DV等に関する情報があった際には、関係部署や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へと繋ぎます。
53		1	自治振興課	関連する相談業務と連携し市の実態を可能な限り把握を行い、予防対策を関係機関に啓発を行います。
54		1	自治振興課	加害者の状況を把握し各種の支援に繋げるなど、再発防止を図ります。
54		2	人権政策課	・DV加害者に限らず、相談者には、問題解決に向けて、適切な関係機関や専門機関につなげて行くよう努めます。
55	○	1	人権政策課	・人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を年10回開催し、暴力に関する相談も含めた人権に関わる相談に応じ、人権擁護活動を推進します。また、国や関係機関の相談窓口についても、市HP等を通じて周知に努めます。
56		1	学校教育課	・インターネットの安全利用に関する指導をすすめるとともに、そのなかで、SNS等の利用による性被害の危険性について学習を行います。 ・各小中学校へ、性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について情報提供を行います。
57		1	自治振興課	未然防止を図るため、広報や関連パンフレット等で啓発を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要 版	回答 課No.	課名	目標と具体的な取組み
58		1	子育て支援課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の個別の状況に応じた支援を行います。
59	○	1	健康増進課	健康相談、電話相談等の事業を通じて相談に応じ、支援を行います。
59	○	2	子育て支援課	○子育て中の不安感・孤立感の解消のため、子育て支援センターや児童館において、相談員が保護者の様々な相談に応じます。また相談内容の集計・分析を行い、相談員等で協議し対応します。
59	○	3	長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。
59	○	4	障がい福祉課	福祉サービスについて、情報提供に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。
59	○	5	社会福祉課	・相談内容に応じた各種福祉制度の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行います。
59	○	6	こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要な支援へつなげます。
60		1	長寿福祉課	・介護支援ボランティア事業や栗東100歳大学などを通じ、高齢者が地域活動などに参画する環境づくりを進めます。
61		1	障がい福祉課	障がいのある人がスポーツ活動等への参加機会を得られるよう、広報等を通じた周知活動に努めます。
62		1	自治振興課	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の意味を周知するため、生殖に関する健康と権利について広報等で啓発します。
63	○	1	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠、出産期を過ごせるよう、相談や保健指導等の支援を行います。
63	○	2	健康増進課	年代に応じた健康づくりを推進し、切れ目なく支援ができるよう、関係機関と連携を図ります。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
64		1	幼児課	・各園において、様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、発達段階に応じて、教材を利用したり、日常生活の中で気をつけることを伝えたりしていき感染予防に努めます。 ・保護者においても、ほけんだよりを通じて啓発をしていきます。
64		3	学校教育課	・発達段階に応じて、感染症に関する指導を進めるとともに、学校生活全般において、手洗い・消毒等を行う等、感染予防に努めます。
65		1	中学校	・性教育年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めます。
66		1	こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等、様々な事業や機会を通じて、感染症の予防や対応について啓発を行い相談や保健指導を行います。
67	○	1	自治振興課	庁内インフォメーション等により、審議会等の女性比率向上のため呼び掛けを行います。
67	○	99	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	栗東歴史民俗博物館協議会委員の選出において、男女双方の意見が反映されるよう配慮します。
67	○	99	学校教育課	・各種委員会等への女性委員の比率向上ができるように参画を啓発推進します。
67	○	99	教育総務課	教育委員会委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数の現状維持を目指します。教育委員4人(うち女性2人)
67	○	99	社会福祉課	・所掌する委員会においてできるだけ女性委員の比率向上を推進し、男女双方の意見が公平に反映されるよう目指します。
67	○	99	障がい福祉課	男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。
67	○	99	人権政策課	・審議会の委員構成において、女性団体からの委員選出依頼を行うと共に、女性委員の比率向上が高まるよう努めます。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
67	○	99	政策調整課	行政改革懇談会への新たな委員選出(公募委員を含む)等に当たっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。
67	○	99	長寿福祉課	・男女双方の意見が反映されるよう、会議の委員については、一方の性別に偏ることのないよう努めます。
67	○	99	都市計画課	審議会等委員の選出に当たっては、女性委員比率の向上に努めます。
67	○	99	土木交通課	可能な範囲において登用率の向上に努めます。
67	○	99	保険年金課	・協議会委員の選出の際には、女性委員比率の向上を目指します。
67	○	99	幼児課	・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるよう努めます。
68		1	人事課	女性が輝き、すべての職員がいいきと働ける職場づくりをめざすとともに、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用を行います。
68		99	学校教育課	・職能開発を進め、管理職への登用を進められるように働きかけを行います。
68		99	環境施設整備課	職場研修を通じて、男女共同参画への意識啓発に資する情報や資料を提供します。
68		99	監査委員事務局	職場研修等で男女共同参画への意思啓発および資質の向上を図ります。
68		99	障がい福祉課	研修会に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。
68		99	総合窓口課	職場研修や朝礼等の機会を通じて、男女共同参画への意識向上、啓発に努めます。 戸籍研究会や実務研修会へ参加し、職業能力の向上を図ります。
68		99	長寿福祉課	・能力向上の機会となる研修会等への参画を促します。
68		99	土木交通課	職場研修等を通じて、職員の意識向上に努めます。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
68		99	幼児課	・職員の資質向上のための研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。
69		1	人事課	外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修を実施し、職員の意識向上に取り組めます。
69		99	会計課	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発を図ります。
69		99	学校教育課	・職員の意識向上のための研修に積極的に参加するよう促します。
69		99	企業立地推進課	職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組めます。
69		99	健康運動公園整備事業推進課	職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組めます。
69		99	財政課	職員研修等に参加しやすい職場環境づくりに努めます
69		99	障がい福祉課	職場研修の機会を通じて、意識啓発に取り組めます。
69		99	人権政策課	・県等が開催するさまざまな人権問題に関する講座や研修の情報提供を行うと共に、人権関連の研修に職員を派遣することで、男女共同参画の認識も含めた人権意識の高揚を促します。
69		99	長寿福祉課	・職員の意識向上のための研修への参加を促します。
69		99	道路・河川課	男女共同参画に対する課内研修を実施し、職員の意識向上に努めます。
69		99	保険年金課	・職場研修の機会を通じて意識啓発に取り組めます。
69		99	幼児課	・職員研修等の機会において男女共同参画への意識啓発及び職員の人権意識の高揚に努めます。
70		1	人事課	第4期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」(計画期間R2-R6)に基づき推進します。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要版	回答課No.	課名	目標と具体的な取組み
71		1	人事課	「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」及び「栗東市職員のハラスメントの防止に関する指針」に基づき、委員・相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。
72		1	危機管理課	・栗東市地域防災計画第1節第2計画の基本方針により、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違いに等に配慮した体制の整備に努めます。
73		1	危機管理課	・栗東市地域防災計画第1節第2計画の基本方針により、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違いに等に配慮した体制の整備に努めます。
74	○	1	自治振興課	男女共同参画の視点で事業や施策の取組みを推進します。
74	○	99	商工観光労政課	男女共同参画について、職場研修を通じて職員の意識向上に努めます。
74	○	99	障がい福祉課	男女共同参画の視点から考え、所管する事務事業に取り組みます。
74	○	99	長寿福祉課	・所管する施策や事業において、性別によって受けられるサービスに違いが出ていないかなど男女共同参画の視点による気づきを大切にします。
74	○	99	都市計画課	男女共同参画について、職場研修を通じて職員の意識向上に努めます。
74	○	99	保険年金課	・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。
74	○	99	幼児課	・男女共同参画の視点から無意識な偏見による保育が行われていないか見直しを行ないます。
75		1	商工観光労政課	企業訪問や研修参加者などを通じて、市内企業や県内における先進的な同行の把握及び情報発信に努めます
75		2	自治振興課	男女共同参画の情報提供等を行い、取組みの推進を行います。
76		1	自治振興課	国際社会の動きを意識して、SDGsの啓発を行います。

**【資料1-4】ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》
における各課の目標と具体的な取組 ～令和5年度～**

No.	概要 版	回答 課No.	課名	目標と具体的な取組み
11		1	図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努めます。また、関係団体の啓発チラシの配布等による情報提供を行います。